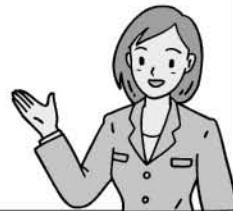


平成 24 年度

お気軽にお申し込みください。

ひと・まちづくり出前講座のご案内

出前講座とは、町政について「わからない事を教えてほしい」「学習を深めたい」との団体・グループの希望にお応えして、講師(説明役)として町職員(課題・内容によっては、町理事者も含みます。)を派遣する制度です。町政に関するこの学習の場としてご活用ください。



●開催日時

平日の午前 9 時～午後 9 時(終了)までの、1 時間程度といたします。(ただし、やむを得ない場合は日程を調整します。)

●対象者

町内に在住、在勤または在学している人で構成された 5 人以上の団体、グループ。(受講のために作ったグループでも結構です。)

●講座内容

左ページの「講座メニュー」をご覧下さい。
※メニューにない内容も可能な限り対応いたします。

●受講料

無 料

(ただし、教材などは実費負担していただきます。事前に打合わせします。)

●その他

講座は、団体などが主催する学習会などへ町職員(講師)を派遣する形式で行いますので、準備、会場の確保・設営、司会進行などは主催者側の団体及びグループで行っていただきます。

なお、以下に該当する場合は講座を開くことができません。

- ①公の秩序を乱し、または善良な風俗を阻害する恐れがあるとき。
- ②政治、宗教または営利を目的とした催しなどの場合。(ただし、講座の持ち方・内容によりますので、一度ご相談ください。)
- ③出前講座の目的に反し、その受講が適当ではないとき。
- ④天災、大規模災害、その他の事由により講師を派遣できないとき。

●受講するみなさまへのお願い

- 講座では、説明に関する質疑や意見交換を行いたいと考えています。
- 講座時間は、質疑応答を含めて予定時間内(1 時間程度)で終了するようご協力ください。
- 質問の内容によっては、その場で即答することができない場合があります。(持ち帰って後日、お答えいたします。)

●申込方法

受講希望日の 14 日前までに「受講申込書」を提出してください。

●講師派遣通知書

お申し込み後、日程などの調整を行い、後日、講師派遣の可否を、講師派遣通知書によりご連絡します。

お申し込みから講座開催までの流れ

受講申込

申込書を提出いただきます。その後、希望する内容について詳しくお聞きし、注意事項等の説明をいたします。

講師派遣通知

書面にて、申込者へ派遣の可否について連絡します。

開催準備期間

申込者と講師職員との打合せ、資料などの準備。

講座開催

受講申込から講座開催まで
14 日

平成 24 年度ひと・まちづくり出前講座メニュー

■町の計画・構想		■健康増進	
1	本町の行政改革	40	生活習慣病予防のポイント 新メニュー
2	上士幌町環境基本計画（条例）	41	何をどれだけ食べたらいいの？
3	移住促進事業について	42	増え続ける「がん」に負けないために 新メニュー
■町の産業・特産・自然		■心の健康づくり 新メニュー	
4	わが町の畠作農業	44	高齢期の健康づくりについて
5	わが町の酪農・畜産	45	高齢期の「うつ」と「認知症」について…早期発見と予防方法
6	わが町の森づくり	■育児・教育	
7	熱気球を体験しよう	46	子どもの食生活習慣について
8	わが町の観光	47	子どものむし歯予防について 新メニュー
9	旧国鉄士幌線コンクリートアーチ橋梁群	48	絵本の世界
10	大雪山系の自然	■くらし・安全対策	
■町内の施設・設備等		49	防災対策について 新メニュー
11	北海道自然歩道「東大雪の道」	50	地上デジタル放送について
12	わかりやすい水道の仕組み	51	暮らしと町税
13	わかりやすい下水道の仕組み	52	ごみの減量と資源リサイクル
14	道路・河川・公園の管理内容について	53	わかりやすい合併浄化槽のしくみ
15	わかりやすい道路構造について	54	耐震計画について
16	わかりやすい建物構造について	55	応急手当の普及啓発活動
17	牧場運営の実際	56	火災・救急等の 119 番通報
18	ごみ焼却、処理の現状と課題	57	火災の実例から学ぶ火災予防
19	ごみ処理の環境対策	58	火災予防条例を知り家族を守る
■制度・手続き		59	つけていますか？住宅用火災警報器 新メニュー
20	もっと知りたい情報公開制度	■社会的議題・知識	
21	町の条例・規則って何？	60	NPO活動
22	公共事業の発注と契約	61	文化財について
23	行政機構の仕組み	62	生涯学習について
24	本町の各種委員会制度について	■町の現況	
25	暮らしの中の選挙	63	まちの台所事情
26	まちづくり活動支援事業について	64	社会教育の実践について
27	農林商工連携について	■役場の事務	
28	監査委員制度	65	財産管理のあり方
29	アダプトプログラム（里親制度）	66	町広報ができるまで
30	国民年金制度とは	67	議会の役割
31	介護保険制度について		
32	国民健康保険制度について		
33	後期高齢者医療制度について		
34	民生委員児童委員活動について		
35	障がいのある人の福祉制度について		
36	子どもの福祉について		
37	成年後見制度と権利擁護事業		
38	農業委員会制度と農地法のしくみ		
39	火災予防条例による届出義務		

■お申し込み・お問い合わせ先

上士幌町役場 企画財政課企画担当

担当者：岩隈

TEL:2-2111(内線 266) FAX:2-4637

E-mail:kikakuzaiseika@town.kamishihoro.hokkaido.jp